

日米間における銀行口座 情報交換の共同声明

はじめに

2012年6月21日に金融庁、財務省、国税庁は、米国の財務省と共に、「米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA : Foreign Account Tax Compliance Act)実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」(以下「共同声明」という。)を発表した。

この背景には、日米双方が、外国金融機関に口座を設けて脱税等による資金を隠蔽しているケースが後を絶たない現状に対する対策の必要性で認識を共有したことが原則にある。緊急避難を要する事項として、FATCAによる外国金融機関(この場合は日本の金融機関)へ課された義務を履行するために、日本の国内法との抵触を避け、かつ、FATCAによる外国金融機関に対して課される課税強化及び罰則等を回避することである。このことは、米国において事業活動を行う金融機関が米国市場に存在し続けるための方策である。

共同声明は、現在進行中の日米租税条約の一部改正を補完し、外国金融機関を利用した脱税等を阻止するための日米間における執行共助の一形態といえよう。

1 FATCAの概要

FATCAは、2010年3月18日にオバマ大統領の署名により成立した法案(H.R.2847 : the Hiring Incentives to Restore Employment Act)の一部である。

FATCAには、多くの内容が含まれているが、1つは、課税年度中に個人が外国に50,000ドル

を超える資産を有する場合、米国における申告書に、銀行口座の場合には金融機関名及びその所在地、証券等の場合には発行者名とその所在地等の書類を添付する義務を課したことである(内国歳入法典第6038D条)。これは、米国における個人所得税申告に関する事項で今回の共同声明に関連するものではない。

第2の点は、外国金融機関に対して米国人口座の情報を米国財務省に報告することにしたことである。外国金融機関がこの報告を行わない場合、当該金融機関に対して所定の米国国内源泉所得となる支払に30%の源泉徴収が課されることになっている(内国歳入法典第1471条)。外国金融機関がこの30%源泉徴収を回避したいのであれば、米国財務省の間に所定の報告義務に関する契約(agreement)を締結し、契約締結後、当該金融機関は、米国人口座の情報を米国財務省に報告する義務を負うことになり、源泉徴収課税が免除される。なお、当該報告義務に関する規定の施行は2013年1月1日以降である。

外国金融機関がこの報告義務を怠った場合、最低で10,000ドルの罰金となり、財務省より報告義務懈怠の通知を受けて90日が経過すると、30日ごとに10,000ドルの罰金が最高50,000ドルまで課されることになる(内国歳入法典第6038D条)。

2 米国における外国銀行口座等に係る 情報申告書の提出

我が国においても、平成24年度税制改正により、国外財産の価額合計額が5,000万円を超える個人居住者の場合、国外財産調書の提出が義

Topics of International Taxation

務付けられたが、前述のFATCAによる課税年度中に個人が外国に50,000ドルを超える資産を有する場合の申告書への明細の添付義務は、我が国同調書の先例となったものといえよう。

米国は、このFATCAとは別に、暦年中のいずれかのときに、海外の銀行口座残高が10,000ドルを超える者について、情報申告書（Report of Foreign Bank and Financial Account：以下「FBAR」という。）の提出が義務付けられている。

FBARの根拠法は、銀行秘密保護法（the Bank Secrecy Act）である。米国居住者あるいは米国において事業を営む者は、外国に10,000ドルを超える金融口座を有する場合、財務省に報告する義務がある。そして、2011年2月24日に、銀行秘密保護法に基づく最終規則（final regulations）が公表されている。

このように、FBARが内国歳入法典あるいは財務省規則（Income Tax Regulations）に規定されたものに基づいていないことから、米国財務省が、税務行政上の金融機関に関する情報取得に対して、銀行の秘密保護法に便乗したともいえるのである。そして、FATCAは、提出する情報を納税申告書に添付するが、FBARは、情報申告書として海外銀行口座等をIRSに報告するものである。

3 FATCAの背景

米国の財務省及び内国歳入庁が外国金融機関にある米国人の口座情報に神経質になるのはそれなりの理由がある。

米国上院の「国家安全保障及び政府に関連する事項等を管轄する委員会（Senate Committee on Homeland Security and Government Affairs）」の下部組織に、タックスヘイブンあるいはタックスシェルターの濫用、租税回避等のタックスプランニングの立案等を事業としている専門家の活動を調査して、聴き取り及び調査を行い、同委員会スタッフによりその成果を

報告書として公表している小委員会（Permanent Subcommittee on Investigations）がある。この委員会の中心であるレビン上院議員によれば、米国では、タックスヘイブンの乱用による申告漏れ額が毎年1,000億ドル（約8兆円）あると述べている。そのうち、40～70%が個人の納税義務者で、残りが法人等と推計されている。

また、2008年にスイス最大手の銀行であるUBSの社員が米国人の顧客に対して脱税のほう助をしたことで起訴された。米国司法省と内国歳入庁は、召喚状を出して、UBSに対して、同行が管理する米国人顧客全員である5万2,000名の名簿の公表を要求したが、UBSはこれを拒否した。その後、この問題に関して、2009年7月19日に、スイスの外務大臣が米国国務長官とUBSの件で会談する等の経緯を経て、2009年8月12日に米国政府とスイス政府はUBS問題で合意に達し、UBSは、4,450口座の所有者名を公表することになった。この事件において、米国人の外国金融機関を利用した脱税等が明るみに出たのである。このようないくつかの事件等が重なった結果、FATCAが成立したのである。

4 共同声明の今後の影響

共同声明は、米国で活動する日本の金融機関に対する救援策という意味合いを持つものであるが、共同声明には、「米国は、日本の居住者が米国金融機関に保有する口座についての情報を既存の所得に関する租税条約に基づき収集し交換することにより、進んで日本と協力することを確認する。」という文言がある。FATCAの執行は、米国側に利する点が多いのであるが、日本の国税庁にとっても、これまで以上に米国側からの金融情報が期待できると事態が生じることになる。

中央大学商学部教授
矢内 一好